

旭川市水防計画の変更要旨

1 本文中の誤字の修正

第3章第2節第4において、誤字を修正する。

2 機構改正による名称変更

第4章第3節第3，第4章第7節において、上川総合振興局の機構改正により、名称を変更する。

3 非常配備体制の変更

旭川市地域防災計画の見直しにより、非常配備体制を変更する。

4 別表1 旭川市水防本部の組織図の変更

令和6年4月の本市の組織見直しにより、旭川市水防本部の組織図を変更する。

5 別表2 消防本部・署の組織図の変更

令和6年4月の本市の組織見直しにより、消防本部・署の組織図を変更する。

6 別表4 重要水防区域の変更

旭川開発建設部管理区間における重要水防箇所を追加により、表を変更する。

7 別表5 水位観測所の修正

水位観測所を修正する。

8 別表6 危機管理型水位計の追加修正

危機管理型水位計を追加修正する。

9 別表9 水防資器材の備蓄状況の変更及び誤字の修正

水防資器材の備蓄数を変更し、誤字を修正する。

10 別表12 水防通信連絡の変更

上川総合振興局の機構改正により名称を変更し、旭川市総合庁舎移転により連絡先を変更する。